

令和5年 第5回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年5月25日（木） 午前9時30分～午前10時23分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員（14人）
- 4 欠席委員（0人）
- 5 議事録署名人の指名について（2人）
- 6 議事日程
議案第109号 農地法第3条の規定による許可申請の件（1件）
議案第110号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件（1件）
議案第111号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件（1件）
議案第112号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第5回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番〇〇委員、5番〇〇委員、両名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第109号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、畑、面積16㎡

〇〇、畑、面積256㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 272㎡

坪単価 9,700円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地の南側には、譲渡人の親戚の家があります。譲受人は、申請地で野菜や花きを植えたいとのこと。特に問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

地図を見たところ、進入路が分からないのですが、申請地にはどのように入るのでしょうか。

○事務局

申請地の東側の道路から、〇〇の家を通り、北側に進んで進入するとのこと聞いています。住宅の敷地内を通ることは、〇〇にも了解を得ているとのことです。

〇〇〇委員

今はこれでよいが、いずれ耕作できなくなり転用したいとなった時に、〇〇の住宅の敷地内を通らなければならないとすると、今後は使い物にならないのではないのでしょうか。今回のような場合には、進入路のことも考えて許可を出すようにした方がよいと思いますが、どうでしょうか。

○事務局

進入路について気になる案件が出てきた際には、申請者の方にどういう進入方法をとるのか確認しています。進入路の確認ができていないからといって許可を出せないものではありませんが、農地の効率的な利用を考えて、今後確認していくようにします。

〇〇〇委員

今後、規則の改正ができるのであれば、3条についても、進入路がなければ農地を購入できないという条件や、進入路も込みで購入してもらうような条件を規則等に盛り込むことを検討してほしい。

〇〇〇委員

参考までに、宅地の場合は、進入路を通らせてもらうという権利を法務局に残すことができるようです。この方法をとると、該当地を売買した後も進入路を使用できるそうです。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第110号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提

案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積321㎡

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 2種農地です。

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

貸露天駐車場の申請ですが、コンクリートやアスファルトを敷いたりするものではなく、砂を入れるのみで、排水についても地面に浸透させるということで、近隣への影響はないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

申請地の西側のハウスについて、道路がないように見えるが、どのように進入するのか。このハウスへは、今回申請のあった駐車場を

○○○委員

この駐車場へは、北側から入るようになっており、西側のハウスとは関係ありません。ハウス自体の入り口は正確には分かりませんが、今回の申請地を通

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 111 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 327 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

○○

転用目的 分家住宅

建築面積 59.62 m²

使用貸借権の設定

農地区分 3 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人の妻は、譲渡人の子であり、譲受人夫婦が申請地へ分家住宅を建築するというので申請がありました。生活排水については、北側の水路へ排水することです。特に問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 112 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の審議に移ります。

松前町農業委員会会議規則第 1 2 条の規定により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。本議案には、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、そして私の案件があります。今回、私の事項が含まれるため、議案第 112 号の議事進行は、○○会長代理に委ねます。事務局より説明を求めます。

○議長代理

議案第 112 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の審議について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員に対しまして、退室を求めませんが、本議案に関して、質疑に加わらないでください。それでは、事務局より説明を求めます。

○事務局

令和 5 年 6 月 1 日から開始される農用地利用集積計画の賃借権について、御説明いたします。利用権の設定の期間については、1 年から 15 年の期間で申請がありました。利用権の設定を行う件数は、383 件です。利用権を設定する面積については、すべての合計面積が 527,269 m²となっております。利用権を設定する作物については、水稻等です。利用権の設定に伴う賃借料については、全体の平均額としましては、5,188 円となっております。

続きまして、農用地利用集積計画の使用貸借権について、御説明いたします。利用権の設定の期間については、1 年から 16 年の期間で申請がありました。利用権の設定を行う件数は、118 件です。利用権を設定する面積については、合計面積が 128,671 m²となっております。利用権を設定する作物としましては、水稻等です。なお、農用地利用集積計画の詳細につきましては、事前にお送りいたしました「令和 5 年度農用地利用集積計画一覧表」にまとめておりますので、御確認いただけたらと思います。以上です。

○議長代理

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長代理

それでは、採決を行います。議案第 112 号の内、自己に関係しない事項について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長代理

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。